

宮崎税務会計事務所

熊本市新大江1丁目15番4号

TEL 096-366-2231

FAX 096-366-2236

Email : t-miyazaki@tax1988.jp

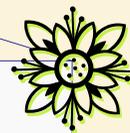
H P : <http://www.miyazaki-zeimu.com/>

2011年3月11日、人類の歴史にも残るであろう大災害が我が国を襲いました。その被害の凄まじさだけが語られがちでしたが、被災者や東京の帰宅難民たちの秩序だった行動が世界を感嘆させています。

今、被災していない私たちに出来ることは、被災前と変わりなく「普通に暮らすこと」。すなわち、経済活動を止めずなおかつ、取り戻すことにあると思います。これからいろいろな形で影響が出てきますが、焦らず一步一步踏みしめながら進んでまいりましょう。



- 平成 23 年度税制改正について
- 義援金寄付金について
- 納税者の権利強化について
- フェイスブックと日本の SNS
- 税務カレンダー



平成 23 年度税制改正につきまして

「白紙」「先送り」など複数の選択肢のシナリオも

東北地方太平洋沖地震を受け、平成 23 年度税制改正での実施が予定されていた法人税率引き下げが取りやめとなることが確実な情勢となっている。また、その他税制改正についても未確定となったままです。今後の国会での審議が注目されます。

予想されるシナリオとしては、①法人税率引き下げおよびそれに伴う課税ベース拡大に係る改正税法の施行を単純に延期または、②廃案または、③課税ベース拡大のみ実施など複数のシナリオが浮上している。

③のシナリオの場合には法人にとっては増税となるだけに、議論が難航する可能性が高い。

東北地方太平洋沖地震被災者への義援金寄附金につきまして

東北地方太平洋沖地震被災者へ義援金寄附金をお考えの方も多いと思います。この寄附も一定の基準を満たせば損金・所得控除対象となります。

(採納証明書・領収書・募金団体発行の預り証等の証明書が必要です。)

1. 個人の義援金等を寄付した場合の取り扱い



個人の方が義援金等を寄付した場合には、その義援金等が「特定寄附金」に該当するものであれば寄附金控除の対象となります。例①～⑤該当 (所法 78①②)

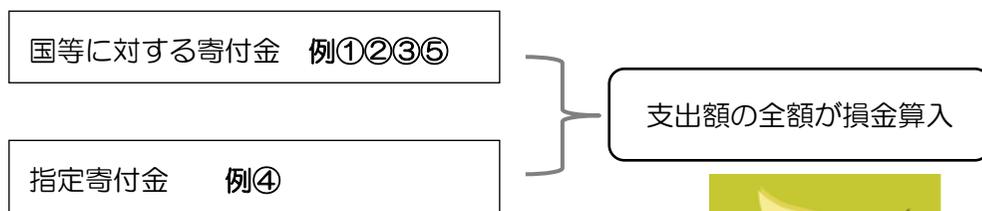
$$\left(\begin{array}{l} \text{その年内に支出した} \\ \text{特定寄附金の額の合計} \end{array} \right) - 2 \text{ 千円} = \text{寄附金控除額}$$

(注) 特定寄附金の額の合計額は所得額の 40%相当額が限度です。

2. 法人が義援金等を寄付した場合の取り扱い



法人が義援金を寄付した場合には、その義援金等が「国又は地方公共団体に対する寄附金（国等に対する寄附金）」、「指定寄附金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。（法法 37③）



寄附金例

- ① 国又は地方公共団体に対して直接寄付した義援金等
- ② 日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座へ直接寄付した義援金、新聞・放送等の報道機関に対して直接寄付した義援金等で最終的に国又は地方公共団体に拠出されるもの
- ③ 社会福祉法人中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」として直接寄付したもの
- ④ 社会福祉法人中央共同募金会の「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」（平 23.3.15 財務省告示第 84 号）として直接寄付したもの
- ⑤ ①～④以外で募金団体を経由する国等に対する寄附金

報道機関をはじめ、様々なところで募金活動が行われ始めていますが、詐欺まがいの募金メールも届いたりしています。募金をされる場合には、騙されないようご注意ください。（または、宮崎税務会計事務所へご相談下さい。）

納税者の権利強化へ

税務当局側に有利になっていると言われがちな国税の徴税手続きが変わりそうです。法人税、所得税、相続税など、国税の徴税手続きを定めた国税通則法を1962年の施行以来、半世紀ぶりに大幅見直す改正案が今国会に提案されています。

大きく変わるポイント

- ① 納税者権利憲章を策定する
- ② 税務調査手続きを明確にする
- ③ 処分に対する更生の請求期間を延長
- ④ 処分の理由を付記する



内容

- ① 「納税者権利憲章」とは、納税手続きの明確化と納税者の権利を平否表現によるわかりやすい行政文書として公表し、納税者の権利利益を保護しようというもの。
- ② 税務調査を行う場合、原則*として事前に調査開始日時、場所、目的などを納税者に文書で通知を行う。終了時にも終了通知を交付する。
- ③ 「更生の請求」とは、申告書提出後に確定税額の誤りによる減額を納税者が求める手続きのこと。納税者側からの請求が1年から5年へ変更となり、課税当局側による増額修正も3年から5年と対等となる。
- ④ 課税当局側のすべての処分について原則として理由付記を実施すること。

※税務調査は原則として事前通知で行うものですが、例外もあるので注意

とにかく、課税当局側に有利と言われてきた徴税手続きが、納税者に納得感のあるものへ変化することは歓迎されます。

フェイスブックと日本のSNS



匿名がこれまでの常識だったネットの世界で実名主義を推奨し、さらにゲームなどのアプリケーションも豊富なフェイスブック。今後の動向に注目です。

「創業6年の米国のフェイスブックの企業価値が約4兆円で、1500億円の資金調達を行った」と報道されている。非上場株式だが2012年に上場予定とかで、フェイスブックの株式売出しに投資家が殺到しているとも言われている。

日本の代表的なSNS上場会社3社との比較で、フェイスブックの企業価値のイメージを検討してみる。

社名	時価総額	売上高	経常利益	会員数	会員1人売上
ミクシィ	669億	170億	30億	2262万人	750円
グリー	2933億	570億	290億	2380万人	2400円
ディエヌエー	4391億	1130億	553億	2450万人	4600円

フェイスブックの売上は500億円位でないと言われていた。全世界の会員数が5億人突破とされているので、単純に売上を会員数で割ると会員1人当たり売上は100円となり、ミクシィの7分の1程度である。逆にグリー並みの1人当たり売上に成長すると予測すると、売上は1兆円を超え利益率50%だと5000億円の利益の会社となる。これはディエヌエーの利益の10倍に相当し、ディエヌエーの時価総額の10倍は4兆円を超えるので、あながち非上場のフェイスブックの企業価値騒動が過熱しているとも思えない。 良し悪しは別として、創業6年の会社のビジネスモデルが莫大な企業価値を有したことは、ネット世界での新規ビジネスの将来性を示唆しているのではないかと。

謹んで震災のお見舞いを申し上げます。

このたびの東北地方太平洋沖地震により、亡くなられた方々に心よりお悔やみ申し上げます。とともに、被災された皆様、またその関係の方々に謹んでお見舞い申し上げます。皆様方には何卒お体にご留意の上、一日も早く復興されますことを心よりお祈り申し上げます。

新人紹介

- フリガナ ミヨウチ マキ
- 名 前 明瀬 真紀
- 血液型 A 型
- 一 言 12月に入所しました。経理を14年しておりましたが、新たな気持ちで頑張ります。また、皆様と一緒に成長していくつもりですので、よろしくお願い致します。



税務カレンダー



5月	6月	7月
4月分源泉所得税の納付 3月決算法人の確定申告 9月決算法人の中間申告 自動車税の納付 固定資産税の納付 (第1期分) 確定申告税額の延納届出による延納税額の納付	5月分源泉所得税の納付 4月決算法人の確定申告 10月決算法人の中間申告 個人の住民税の納付 (第1期分)	6月分源泉所得税の納付 5月決算法人の確定申告 11月決算法人の中間申告 源泉所得税の特例者の納期限(1月～6月分) 固定資産税の納付 (第2期分) 所得税の予定納税額の納付 (第1期分)